

よしかわ通信

E-mail kyudaiji@aqua.ocn.ne.jp



りんどう 凜道

秋冷の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素はひとかたならぬ御指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年の夏は、猛暑、それに続いて今までにない被害をもたらした台風と、天災に悩まされる年であります。幸い高萩市はあまり災害のない土地ではありますが、いつやってくるかわからないのが天災です。そこで9月議会では、高萩市の防災について質問しました。その他、児童虐待防止対策と、経営難である住宅公社、土地開発公社について、建設中のウイザス高等学校について質問しました。財政健全化のため、いろいろな対策がとられておりますが、なかなか思うようにいかないのが現状です。こういうときには、一つひとつの問題を、慎重に、解決していくことが大切であると考え、私なりに最善の努力を尽くす所存であります。皆様方の御理解と今後の御協力および、御意見、御指導、御要望をよろしくお願い申し上げます。



発行

高萩市議会議員

よしかわどうりゅう
吉川道隆

高萩市安良川686
TEL 0293-24-0833
FAX 0293-22-3340

平成16年9月議会

一般質問

高萩市の地域防災計画について

1. 津波対策について

7月22日の茨城新聞によると「津波や高潮対策が必要な海岸がある全国991市町村のうち、2003年度4割近くが津波の防災訓練を全く実施していないことがわかった。茨城県では、関係13市町村のすべてが実施していなかった。」そうです。

高萩市の防災計画の中に、盛りこむべき点

- ・ハザードマップ（浸水危険区域の設定）の作成
- ・避難の方法、その経路と手段（高齢者や障害者に対する避難誘導をどうするか）

これらのことによく検討し、計画の見直しを行った後、住民への啓発活動も行っていただくようにお願いしました。浸水ハザードマップを配布したり、避難場所等について、津波に限らず、この災害のときはここへというように、回覧等で案内したり、避難場所一覧の表を各家庭に配布するようにお願いしました。最終的には、津波の避難訓練を実施するように検討しなければなりません。

高萩市としての対応 ハザードマップの作成には大変な作業を伴うので、早急にとはいえないが、作成を検討していきたい。災害弱者の安全確保については、民生委員児童委員をはじめボランティア組織などの連携により相互協力体制の整備に努めているところである。「くらしのガイドブック」等による避難場所一覧や災害対策マニュアルの掲載を充実させ、全戸配布していきたい。防災計画は、見直しの方向ですすめていきたい。

2. 国民保護計画の策定

6月14日に成立した、国民保護法の中で、市町村でも、日本が国内に武力攻撃を受けた際の避難に関する措置として、国民保護計画を策定することが定められています。警報の発令、避難の指示、誘導、救援物資の供給などについて計画を策定しなければなりません。現状について、質問したところ、茨城県計画が平成17年、市町村計画は平成18年度作成が予定されており、現在県主催の説明会へ参加したり、準備をすすめているとのことでした。

吉川の考察▶

このような対策については、災害時になって始めて役立つものであって、なかなか成果がすぐ現れるものではありませんから、予算がとりづらいということもあるかと思いますが、「どうせやってもしようがない」とか「いざという時は役に立たないかもしれない」と言わないで、備えあれば憂いなしという言葉もありますように、十分に計画しておかなければなりません。他の地域でも同様、お年寄り一人暮らしの方が多くなっています。避難の指示が伝わらなくて逃げ遅れる例も多いそうです。台風16号でも、役所があわててしまつて、情報の提供が遅れ、被害者が出たと言われています。住民一人ひとりの安全を確保する意味でも、確実な情報伝達や、避難誘導について備えていく必要があります。

児童虐待予防について

最近、児童虐待の犠牲になって命を落とす子供のニュースが目立つようになりました。昨年度、全国の児童相談所が処理した児童虐待の相談は約27,000件だそうです。

1. 高萩市の現状

市内において虐待の事例、役所としての対応について質問しました。

H16の相談事例3件のうち、子育て放棄が2件と言

葉による心理的虐待が1件だそうです。どの例も、早期通報により、対応したため、深刻な問題にはならなかつたそうです。今まででも、家庭児童相談室を設置したり、新生児訪問指導などはありましたが、本年度からは、医療機関との協力体制を組んでいるそうです。今回の議会に、国の補助事業として、助産師や保育士の資格がある方を家庭に派遣して問題解決を図ろうということが提案されました。

教育長の答弁 4月の校長会議において以下の3点を指示したそうです。

1. 健康診断及び体育測定のとき、子供の体にあざや明らかに殴られたり、蹴られたりした跡がないか観察する。
2. 子供たちの話に耳を傾け、そうした情報をいち早くキャッチすること。
3. そうした事実が判明したときは、教育委員会、あるいは福祉事務所、児童相談所等にすみやかに報告すること。

2. 育児支援家庭訪問事業（厚生労働省）

親が、子供に手を上げたり、子育て放棄する前に支えていこうという事業。市町村の保健センターなどが医療機関や児童相談所と協力し、手助けが必要と見られる家庭を把握し、家事援助のヘルパーや相談相手の保健士を家庭に派遣するということです。千葉市では、乳幼児健診時に育児不安の傾向が少しでもみられた人や、健診にこなかつた人たちを訪問しており、自宅を訪ねて初めて母親が夫の暴力に悩んでいるとわかったケースもあるそうです。これまで、虐待の兆候を見抜くため、親同士の交流の場や、乳幼児健診に保育士を同席させる施策がとられてきたそうです。高萩市でも、新生児訪問指導や健診の際に一人ひとりお話しを聞くことでその兆候を見抜く努力をされていたのだと思います。しかし、この場合、健診に来ない人や家に引きこもっている人には目が届きにくい。それだけに健診の未受診の家庭を含め、幅広く家庭を訪問し、虐待の予防につなげようという事業は関係者の期待は高まっているそうです。

民生部長の答弁では、相談対応制度の周知・PRをして対応することでしたが、知っていても来ない人への対応を考えなければならないと思われます。

吉川の 考察▶

他の市町村では、児童虐待予防対策事業として、児童相談所、警察、学校、幼稚園、保育園、医師、など関係者が集まって虐待防止ネットワークを作っております、情報交換や、具体的な懸案事例の相談、研修会の実施など積極的に行ってています。高校生を対象に虐待予防講座を持っているところもありますし、また、児童虐待防止マニュアルをつくっているところもあります。今はまだ、市内の事例はあまり無いのかもしれません、出てきてからでは遅いのです。2000年度に施行された児童虐待防止法も改正されようとしています。高萩市でも本年度からは養育支援を必要とする家庭に関する情報が医療機関から提供されるなど、各種各分野における児童虐待に係る予防対策を講じているそうです。

これからは、家庭だけでなく、地域社会、町ぐるみで子供たちを守るようにしていかなければなりません。市民の皆さん一人ひとりの心がけをお願いします。

住宅公社、土地開発公社について

1. 経営健全化策として赤浜工業団地の価格修正について

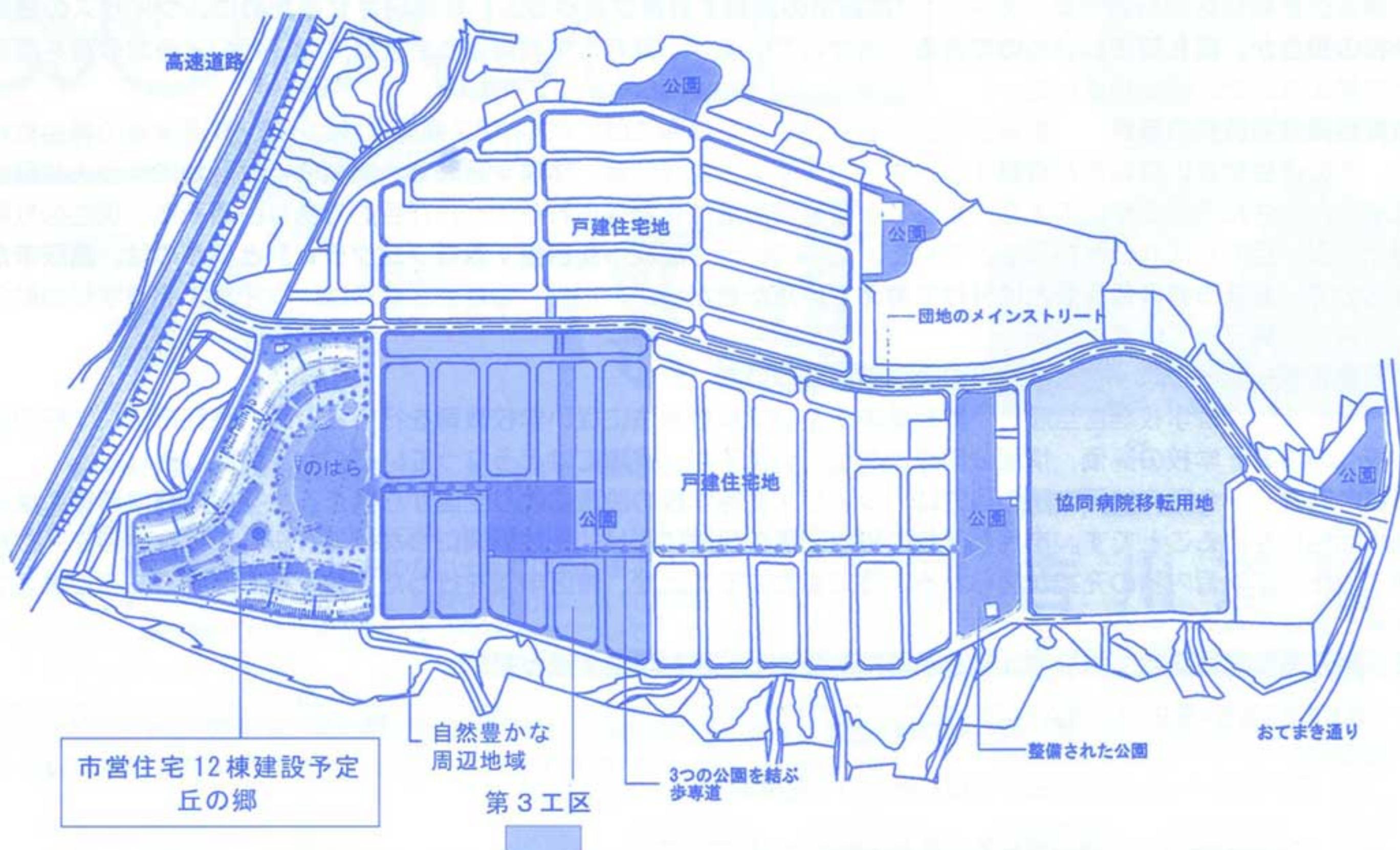
平成14年度に14%値下げしてもまったく売れておらず、その後、どのように検討したのか質問しました。

進出企業に応じて、資本金、法人税、市民税、固定資産税などの額を考慮して、価格修正する措置をしたそうですが、実際にはなかなか価格が下がらず、一般的に見ると、今の価格帯の半分程度まで持つていかないと太刀打ちできないだろうといわれています。

2. てづな住宅団地の今後の利用について

てづな住宅団地の中には、病院や市営住宅など様々な施設が予定されておりますが、聞いたところによりますと、第3工区には、特別養護老人ホームほか、複合施設などの誘致を検討しているそうです。どのような構想があるのか質問しましたが、理事会で決定されていない住宅公社の事業計画については、高萩市の議会では公表できないそうですので、答えていただけませんでした。公表されている計画だけ掲載いたします。

おか さと ～丘の郷ににぎわいを！～ てづな住宅団地配置計画



3. 公社解散について

住宅公社、土地開発公社の経営悪化については、多くの地方公共団体が抱えている問題です。あちこちで、公社の解散を決定したり、検討しています。高萩市においても、市の財政から支援して、公社の経営健全化に努めているところですが、これ以上の損失補てんが続くならば、公社解散の手段を取れないかどうか、検討しなければならないと指摘しました。しかし、**住宅公社、土地開発公社の借入金は現在約100億円**。日立市では解散するに当たって、公社の土地を全額（25億円）購入し、市の一般財源から市の所有地にするという方法をとったそうですが、**今の高萩市では、借金の100億円を市の財源から出して購入することなどとても不可能であるから、解散もできない**とのことでした。

4. 債権放棄

北海道、和歌山、千葉県などでは、特定調停の場で、民間金融機関へ多額の債権放棄を要請しているそうです。ただ、民間金融機関側では、これを認めたら、他の県にこの方法が波及することを警戒しており、すんなりとは受け入れてもられないようです。高萩市でも債権放棄が出来ないかどうか、尋ねたところ、やはり、裁判所に調停を申し立てて調停債務免除をお願いしても、金融機関がそれに応じられないとなれば、法的拘束力があるわけでないから難しいでしょうとのことでした。

住宅公社と土地開発公社との違い……住宅公社は高萩市単独のものであるので、場合によっては解散できるとしても、土地開発公社は、今行われている小山ダム建設事業に伴う工業用水道を北茨城市と高萩市の工業団地に給水しようという計画で、共同で行った事業があります。さらに、20数億円の国からの補助金、起債を借りているので、単独で解散を決定するわけにはいかないということです。

吉川の 考 察 ▶

来年度以降、協同病院で土地代・建設運営費補助など、諸々約19億円、跨線橋で3億5,000万円を確実に支出しなければならない、ゴミ処理をはじめ、松岡小学校建設・市営住宅建設等の建設支出もあり、ますます市の財政は苦しくなります。今、市の基金の残高が15億円弱……。これは、これらのことを行ななすことはできません。市民へのサービス低下にならないようにどうやって市政の運営をしていくか、経費削減、職員削減だけではとうてい対応できません。

市長は、「前の方の責任だからこうなったとは申し上げたくありません。承知の上で手を上げて市長になったわけですから、深くこの解決に努めていかなければなりません。」と答弁されていました。

今後の対応について、期待したいものです。

通信制高等学校について

1. 高萩市が目指す教育プログラムとは？

構造改革特別区域計画（案）の中で、「高萩市の目指す教育プログラム」を実現させるために、**「ウィザスの提案する学校の設立が、最も望ましいものである」と書かれています。**高萩市の教育委員会としては、どのような教育を意味するとお考えなのか、確認しました。

教育委員会委員長の答弁 委員会で説明を受けている範囲では、「**「ウィザス高等学校は不登校・退学者の再生教育を行い、その再生教育に高萩市が貢献する。ボランティア、生涯学習、体験学習等で、高萩市ではそれに伴う人材育成が出来る。たくさんの生徒がこのまちに来ることで経済的活性化が得られること」**が目的であり、高萩市の現在の教育の具現化を図る目的ではないということでした。ここでいう『**高萩市が目指す教育プログラム**』というのは、**高萩市が目指すもので、高萩市教育委員会とは分けて考えていただきたい。**ただし、委員会としては、**「ウィザス高等学校の動向は関心を持って見守っていきたい。**

2. 株式会社ハーモニックと高萩市の責任範囲について

ハーモニックは学校経営全般と、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことで、高萩市は、学校の認可と学校への指導、学校の評価、情報公開等となっていますが、実際にはどうなっているのか、質問しました。

市長の答弁 今回の特区申請の目的は、**「ウィザス高等学校の設置により全国から集まる生徒の体験学習等を活用して地域活性化を図ることです。市民と学校の協力関係の醸成により、地域振興につなげる計画でありますので、これを活用するために学習内容の充実が図られるように協力することが、特区申請を行った立場として必要であると考えて、関係者と協議を進めている。**

3. 高萩市私学審議会 カリキュラム承認にあたって 検討項目7点と対応

検討項目		対応
1	集中スクーリング時における宿泊施設の早期確定	高萩カントリークラブのロッジ（収容定員70名）を利用する。
2	集中スクーリング時の学校外学習カリキュラムについては、市内団体との体制づくりを早期に行い実施計画を示す。	NPO法人 里山文化ネットワークに業務委託地元の調整を行う。
3	高萩市における経済効果が図られるように努める。	市内発注、地元雇用を優先する。教職員は半数を現地採用にする。
4	生徒数確保のための取り組み体制を整える。	10月から生徒募集、全国的に注目されている。
5	生徒のカウンセリングのためにカウンセラー等の体制を整え、十分な対応を図る。	専門のカウンセラーを配置して、適切に対応できるようとする。
6	生徒指導については、学校と市で十分な連携を図り、行うこと。	学校と市が、十分な連携を図るよう努める。
7	学校運営の指導、監督にあたる市の組織体制を確立する。	市の政策企画課が担当して、協力している。

以上、検討の結果、9月14日審議会によって承認されました。



全国でも始めての学校をこの高萩市に誘致することになり、今後も、いろいろな懸案事項が出てくるものと思われます。市長が言うように、うまく再生教育につながり、この学校の誘致が、高萩市の活性化につながれば願ってもないことです。

「**「従来の学校教育にはない体験学習を重視した教育を体系的に、柔軟に指導できる学校で、不登校・中退経験者に再チャレンジの出来る学校・新たな目標が持てる学校で子供が個性的・自立的に成長できることを目指す。」**という構想は非常に素晴らしいことです。しかし、その構想を実現するには、現実的な受け皿、体験学習できる場を確立しておく必要があります。校舎、施設の近隣の公共施設の清掃などはまだしも、特別養護老人ホームや障害者施設での実習により、高齢者や障害者への正しい知識と理解を……となると、ボランティアの相手があるわけですから、学校側における、生徒たちに対する適切な指導が求められます。お風呂に入れてあげる、体拭いてあげる、どんな作業にも相手に対するいたわりの気持ちがあつてこそ、喜んでもらえる、ボランティアとして成り立つのです。**いい加減な気持ちで、ただ「やれば単位になる」程度の考えでは相手に対して失礼になります。**生徒を指導するハーモニックの先生方自身が、確かな方針に基づいて導いてあげないと、難しいのではないかと懸念いたします。

また、学校建設にあたっては、地元優先で行うことに条件がありました。工事の発注、業者の選定に当って、入札の情報が流れていたという話があります。今後は、公正な運営により、素晴らしい学校が完成し、開校できることを願ってやみません。